時事新報

農商務省の改革

農商務省が過般他に卒先して省中の改革を行ひ官吏の黜陟も少なからざりしより今後の成行如何ある可きやとは世間一般に注目する所なるが竊に我輩の所見を以てするに同省は明治十四年四月の創立に係り爾來今に至るまで全九年の其間に長官の更迭頻繁にして舊令尹の席未だ温ならずして新令尹の新任に遭ひ舊說未だ行はれずして新論随て起り新舊相半して事務は常に半空に懸り唯紛々の際に九箇年の月日を空ふしたりと言ふも過言にあらざるが如し畢竟政變の影響を以て偶然にも農商務省の長官に交代の多かりしみとあれども其成跡は啻に一省の不都合のみならず全國農商民の不幸あれば我輩は今後政府が政機の都合の爲めに容易に其長官の地位を動かして民の利害を犧牲とするみとなきを祈ると共に竊に今日の現狀を案ずるに今度の岩村大臣は前任諸長官の後を承けても何れの長官の何れの緒を繼ぐ可きや随分當惑の次第なりと云はざるを得ず之を喩へば前任の諸長官は八宗おの〳〵門派を殊にしたるが如く銘々の流儀に從ふて念佛を念じたるもあらん、題目を唱へたるもあらん、眞言の秘密、禪宗の坐禪、その偈する所同しからざりしものなれば新大臣が悉く其緒を繼がんとすれば八宗兼學ならざるを得ず政治上よあるまじきみとにして而して今の大臣が正に其局に當るとは苦心のほど想見る可し左れば今の時に當りては政治主義の八宗兼學固より實際に行はる可きにあらざれば新大臣は新大臣にて特色の方針に進まんみとこそ願はしけれ人の言を聞くよ岩村大臣は磊落敢斷の資に乏しからず細々小吏事を挾するは其長する所にあらざれども一度び心よ得て之を斷行せんとするよ當りては曾て其針路に躊躇せず蕪を去り簡に就き遂に其進む所に進む其膽は正に大臣長官の器ある者と云はざるを得ず前年その北海道長官たりしときも曾て細件を問はず新地開拓の要は運輸交通の利に在りとの一義を信して之に力を盡し專ら道路を開て陸の往來を便にし海上は郵船會社と特約して宗谷増毛の邊にまでも定期航海の航路を通ずる等其目的とする所、簡單明白よして其成跡も亦見る可きもの甚だ多し次て農商務省次官に轉じてより特に世間に聞ゆるものなかりしは其事務官たるの故を以て恰も其人の器に適せざりしが爲めならんか然るに今は大臣に榮轉して地位既に固しとあれば是に於てか始めて其磊落敢斷の技倆を逞ふし以て世間の耳目を一新するみとある可し其次第は他なし前に云へる如く農商務省は八宗の長官續々繼母持の有樣にして九個年の間その方針の定まらざると同時に法例規則の繁を致し繁雜極まりて殆んど人民の厭ひ棄す所と爲りたるものを新大臣の敢斷以て繁縟を掃ひ蕪を去りて簡に就き細事を問はずして大體を守り民業に干渉して之を撲滅するよりも寧ろ之を保護して其自營に任するとの大主義を定め唯一の方向に進んで曾て躊躇せざるみと其曾て北海道よ在りし時の精神よ進ふみとなくんば全國農商民の幸福みれに過るものなかる可し農商務の一省をして國民厭惡の府たらしむるも又は歡喜幸福の本源たらしむるも大臣の方寸に存するのみ而して今みれを其平生に徴するに大臣の器量は斷じて人をして失望せしむみとなかる可しと我輩の深く信ずる所なり

官報

朕證券印稅規則中追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年四月三日　內閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

法律第三十號

證券印稅規則第九條ニ左ノ一項ヲ追加ス

一　切手、手形類ノ裏面ニ記載シタル受取書

朕蹄鐵工免許規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年四月三日　內閣總理大臣伯爵山縣有朋
農商務大臣　岩村通俊

法律第三十一號

蹄鐵工免許規則

第一條　蹄鐵工ハ農商務大臣ヨリ蹄鐵工免狀ヲ受ケタル者ニ限ル」蹄鐵工トハ他人ノ依賴ニ應シ蹄鐵ヲ裝シ又ハ蹄ヲ剪ルヲ以テ其ノ業ト爲ス者ヲ謂フ○第二條　蹄鐵工免狀ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ」一　蹄鐵工免許試驗ニ合格シ其及第證書ヲ有スル者」一　官立府縣立ノ農學校若クハ獸醫學校又ハ陸軍部內ニ於テ獸醫學又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者」一　公立又ハ私立學校ニ於テ農商務大臣ノ認可シタル學則ニ依リ獸醫學又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者」一　外國ニ於テ官立府縣立ノ農學校若クハ獸醫學校ト同等以上ノ學則ニ依リ獸醫學又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者」一　獸醫開業免狀ヲ有スル者但獸醫假開業免狀ヲ有スル者ヲ除ク○第三條　第二條ノ資格ヲ有スル者ニシテ蹄鐵工免狀ヲ受ケント欲スルトキハ試驗及第證書又ハ卒業證書若クハ獸醫開業免狀ノ寫ヲ添ヘ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ出願スヘシ○第四條　蹄鐵工免狀ヲ受ケタル者ノ氏名本籍ハ農商務省ノ蹄鐵工籍ニ登錄シ之ヲ公告スヘシ○第五條　蹄鐵工廢業シタルトキハ本人ヨリ死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ親戚ヨリ三十日以內ニ地方廳ヲ經由シテ其ノ免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ○第六條　蹄鐵工免狀ヲ受クル者ハ其ノ免狀下付ノトキ手數料トシテ金一圓ヲ納ムヘシ○第七條　蹄鐵工免狀ヲ毀損亡失シ若クハ氏名本籍ヲ變換シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ地方廳ヲ經由シテ免狀ノ書換ヲ農商務大臣ニ出願スヘシ」書換ノ免狀ヲ受クル者ハ免狀下付ノトキ手數料トシテ金五十錢ヲ納ムヘシ○第八條　蹄鐵工ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ業ニ關シ他人ノ依賴ヲ拒ムコトヲ得ス○第九條　免狀ヲ受ケスシテ蹄鐵工ノ業ヲ爲シタル者ハ二圓以上廿五圓以下ノ罰金ニ處ス○第十條　第八條ヲ犯シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス○第十一條　蹄鐵工免許試驗規則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附則

第十二條　蹄鐵工ニ乏シキ地ニ於テハ當分ノ內北海道廳長官府縣知事ノ具狀ニ依リ農商務大臣ハ第二條ノ資格ナキ者ト雖モ出願者ノ履歷ニ依リ營業區域及年限ヲ定メ蹄鐵工假免狀ヲ授與スルコトアルヘシ○第十三條　第十二條ニ依リ蹄鐵工假免狀ヲ受ケタル者ニモ亦此ノ規則ヲ適用ス○第十四條　此ノ規則施行以前免許ヲ受ケタル獸醫ニシテ蹄鐵工ヲ兼ネント欲スル者ハ第三條ニ依リ蹄鐵工免狀ノ下付ヲ農商務大臣ニ出願スヘシ其ノ免狀ヲ受クル者ハ第六條ノ手數料ヲ要セス○第十五條　此ノ規則ハ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

朕整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債金政府紙幣交換基金鑛店銀行紙幣交換基金特別會計ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年四月三日　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十八號

整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債金政府紙幣交換基金鑛店銀行紙幣交換基金特別會計ノ規程ハ左ニ揭クルモノヽ外總テ明治二十二年勅令第六十號會計規則ニ準據スヘシ

第一　大藏大臣ハ每年公債整理金政府紙幣交換基金鑛店銀行紙幣交換基金ノ歲入歲出豫定計算書ヲ調製シ歲入歲出總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出ノ手續ヲナスヘシ

第二　大藏大臣ハ公債整理金政府紙幣交換基金鑛店銀行紙幣交換基金ノ歲入歲出決定計算書ヲ調製シ歲入歲出總決算ト共ニ帝國議會ニ提出ノ手續ヲナスヘシ

第三　紙幣交換基金ハ仕拂命令ヲ發シテ現金ヲ日本銀行ニ前渡スルコトヲ得此場合ニ於ケル仕拂ノ證明ハ明治二十三年勅令第二十號ニ準據スヘシ

第四　每年度ニ於テ仕拂命令ヲ發スルハ每年三月三十一日ヲ限リトス

第五　會計主務官及收入官吏ノ會計檢査院ニ提出スヘキ計算書ヲ大藏大臣ニ送付スルハ每年度經過後二箇月以內トス

第六　大藏省ハ公債整理金政府紙幣交換基金鑛店銀行紙幣交換基金會計ノ主計簿ヲ備フヘシ

朕官有森林原野及產物特別處分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年四月三日　農商務大臣岩村通俊

勅令第六十九號

官有森林原野及產物特別處分規則

第一條　農商務大臣ハ左ノ場合ニ限リ官有森林原野及其產物ヲ競爭ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ賣拂スルコトヲ得

一　官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡シ及其建築材料ヲ賣渡ストキ
二　開墾若クハ牧畜ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ
三　鑛業ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ建築材料又ハ薪炭材ヲ賣渡ストキ
四　植樹ノ爲メ森林原野ヲ貸渡ストキ
五　非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ爲メ建築材料ヲ賣渡ストキ
六　從來ノ慣行ニ由リ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ賣渡ストキ
七　部分木ヲ仕付人ニ賣拂フトキ
八　社寺建築營繕ノ爲メ該社寺上地ノ木材若クハ土石ヲ賣渡ストキ
九　地押調査ニ由リ發見シタル開墾地ヲ其開墾人ニ賣渡ストキ
十　建築其他ノ用ニ供スヘキ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其發見人ニ賣渡ストキ
十一　季節アル生產物ヲ賣拂フトキ
十二　開墾牧畜若クハ植樹ノ爲メ貸渡シタル森林原野ノ區域內ニアル產物ヲ其借受人ニ賣拂フトキ
十三　林業附帶ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ產物ヲ賣渡ストキ
十四　部分方法ニ由リ林產物製造ノ爲メ其原料ヲ請負人ニ賣渡ストキ
十五　見積借地料一箇年金二百圓ニ超ヘサル森林原野ヲ貸渡ストキ
十六　十町歩以下ニシテ見積代價金二百圓ニ超ヘサル森林原野ノ民有地又ハ道路河川ニ介在セルモノヲ接續地ノ所有者ヘ賣拂フトキ
十七　見積代價金二百圓ニ超ヘサル木竹ヲ賣拂フトキ

第二條　農商務大臣ハ競爭入札ニ付シタル物件ノ豫定價格ニ達セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三十日以內ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下ヲ望ム者アルトキハ隨意之ヲ賣拂フコトヲ得

陸軍省訓令甲第九號　廳府縣　東京府ヲ除ク

當省火藥類拂下ノ儀從前砲兵第一方面及第二方面ニ於テ取扱來候處自今東京砲兵工廠及大坂砲兵工廠ニ於テ取扱候此旨營業人ヘ達方取計フヘシ

但拂下手續ノ儀ハ從前ノ通

明治廿三年四月五日　陸軍大臣伯爵大山巖

○三汽船會社の競爭　清國三大汽船會社即ち招商局印度支那航海會社及支那航海會社にては曩に七年間の期限を以て規約を結び其運賃を一定して營業せし所該規約は本年既に滿期に及びたるに由り忽ち右會社の間に運賃低減の競爭起り昨今の如きは荷主と會社と適宜に取極むるみとゝ爲りたる故之を昨年に比すれば二割乃至三割方低減し又天津上海間の下等船客は是まで一人十兩八錢なりしを八兩までに減價し且つ多人數一時に乘船するときは猶ほ幾分の割引を爲すと云ふ但し右三汽船會社は本年再び前約を繼續する由なるが假令其約は成立つとするも從來の運賃よりは幾分か低減するに至るべしと去月十五日附を以て在天津我領事館より報告あり(外務省)

雜報

○貨幣試驗と白銅貨　松方大藏大臣は行幸啓の供奉として出張したるを機とし大坂なる造幣局に立寄り廿二年度間に鑄造せし貨幣の試驗をなす由又同局に於て廿二年度間に鑄造すべき白銅
積りありしも四十萬圓餘は
中に悉皆鑄造し畢り廿三年
る豫定なりといふ

東京商況

○蠣殼町正米市場出來直段
同様ながら取組薄し

品名	斗升合夕
越中米	一〇九〇
同米	一〇七〇
同米	一〇八〇
同米	一一〇〇
同米	一一一〇
同白米	九九〇

品名　同米　尾川米　同米　鍵田米　庄內米　古米

四日出來高　二千

○白米小賣相場(一圓に付

品名	
一等米	七升八合
二等米	八升
三等米	八升二合

○鹽　は本齋田新齋田兩品は前
げ免許入船手合もあらざれば目先
圓に付

品名	俵分匣
赤穗	一六〇
大通	一七〇

品名　本齋田

○藍玉　は雨天の爲め市在とも
に忙がはしき季節にて底意は多少
なく持合の姿なり市價二俵に付

品名	百十圓
最上等	一六〇（一四〇）
同上等	

品名　十圓

○紡績絲　本品は原料の高直
り五十錢より一圓方の安直を現は
一貫二百目四十五一個に付

品名	十圓十錢
東京	八六〇〇
鐘ケ淵	八六五〇

品名　大坂三軒

○染絲類　は先行不味なれど
事に持耐へ居れども底意は幾分の

品名	圓十錢
紺染絲別誂	三七〇
櫻印	三五〇
松印	三二〇
竹印	三〇〇
梅印	二八五
和紺染絲別誂	三八〇

品名　櫻印　松印　竹印　梅印　紺三ツ

○鰹節類　本品は先行不活潑
及伊豆節の上等杯は一層方其他
引立の市況なり相場十貫目に付

品名　土佐節大上　同中上　同小上　薩州節大上　同大永　同小上　伊豆節大上　同中上　同小上　遠州節大上　同中上

十圓十錢　一七〇〇　一八〇〇　一五五〇　一四五〇　一八〇〇　一六五〇　一四〇〇　一七〇〇　一八〇〇　一四五〇　一四五〇　一六五〇　一四〇〇

品名　同小上　房州節上　同中上　同小上　上總節上　同中上　同小上　水戶節上　同中上　同小上　鐵子節上　同中上　同小上

○和洋煙草類　の內本邦品は
市在とも捗々しき取引なく左れ
斤に付

品名	十圓十錢
水戶國分雲	一六〇〇
井上	
同並手切	一二〇〇
同並切	一二〇〇
同並切井二	一八〇〇
同上	五〇〇

品名　同並　德物並　相州並　秦野刻上　同並　岩代並　須賀川上　野州並　同並　山根上　野州並　茂木刻上　同並

二〇〇〇　一三〇〇　一五〇〇　一三〇〇　一五〇〇　一〇〇〇　一四〇〇　一八〇〇

品名　常州並　同州並　同刻　長崎並　同並　長州並

○和洋釘類　の內洋丸釘類は
洋釘類は不味ながら持合相場丸

品名	圓十錢
丸釘六分	七二五
七分	七三〇
八分	六八〇
一寸	五八五
一寸二分	五八〇
一寸半	五七〇
一寸八分	五六〇
二寸	五〇〇
二寸半	四八〇
三寸	五〇二
三寸二分	五〇〇

品名　二寸　二寸　二寸　三寸　三寸　四寸　四寸　五寸　五寸　六寸　三寸